

岩手県告示第399号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成23年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	宮古市赤前第7地割から第10地割まで、長沢第20地割、第23地割、田老字上摂待、摂待、字岩瀬張の一部、刈屋第6地割から第8地割までの各一部、第10地割から第12地割までの各一部、茂市第1地割、第2地割の各一部
釜石市	釜石市甲子町第3地割、第4地割、第9地割、第10地割、千鳥町、大字釜石第8地割、第9地割、八雲町、中妻町
山田町	下閉伊郡山田町船越第20地割の一部
田野畑村	下閉伊郡田野畑村田代、千足、長根、日蔭

2 調査期間 平成23年6月3日から平成24年3月30日まで